

平成 2 2 年度 第 3 回周防大島町行政改革推進委員会会議録（議事要旨）

- 1 開催日時 平成 2 3 年 3 月 2 日（水）午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 1 0 分
- 2 開催場所 周防大島町役場大島庁舎 2 階庁議室
- 3 出席者 会長 川本 隆夫
副会長 奥川 与志人
委員 伊藤 博之
委員 岡宅 泰邦
委員 木村 敏樹
委員 谷 満雄
委員 中元 みどり
委員 松村 和敏
委員 山根 健志
（欠席者 平田 達弥 委員）
副町長（行政改革推進本部長） 岡村 春雄
総務部長 中野 守雄
事務局 総務課 課長 西本 芳隆
班長 佐々木 義光
主幹 山本 勲
- 4 会議次第
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 協議事項
周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告について
第 2 次周防大島町行政改革大綱実施計画（案）について
第 2 次周防大島町行政改革大綱（案）及び第 2 次周防大島町行政改革大綱実施計画（案）の諮問及び答申について
- 5 提出資料
（資料 1）周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告
（資料 2）第 2 次周防大島町行政改革大綱（案）
（資料 3）第 2 次周防大島町行政改革大綱実施計画（案）
- 6 議事の概要
 - (1) 周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告について
各委員に事前に送付した「周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告（資料 1）」により、事務局から実施計画による 5 年間の取組の達成状況について説明し、委員から意見をいただいた。
 - (2) 第 2 次周防大島町行政改革大綱実施計画（案）について

各委員に事前に送付した「第２次周防大島町行政改革大綱実施計画（案）（資料３）」により、事務局から主に新規及び拡充の実施項目について説明し、委員から意見をいただいた。

「第２次周防大島町行政改革大綱（案）（資料２）」については、前回の委員会で、説明し協議をいただいているので説明は省略。

- (3) 第２次周防大島町行政改革大綱（案）及び第２次周防大島町行政改革大綱実施計画（案）の諮問及び答申について

答申の策定方法及び現在までの内容について協議した。

7 会議経過 別紙

別紙

(事務局) ただいまから平成 22 年度の第 3 回目の行政改革推進委員会を開催いたします。本日の進行をさせていただきます総務課長の西本でございます。よろしくお願いいたします。

前回までの会議では、第 2 次周防大島町行政改革大綱に対するご意見をいただいているところですが、本日の会議では、第 2 次周防大島町行政改革大綱実施計画(案)に対するご意見をいただき、町長からの諮問を受けた行政改革大綱及び実施計画に対する答申について、ご協議いただく予定にしております。

それでは、開会にあたりまして、川本会長からご挨拶をお願いします。

(会長) おはようございます。朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。本日の会議は長時間になるかも分かりませんが、ご審議の程よろしくお願いします。

(事務局) それでは、協議事項に移りたいと思います。これからの議事進行は、川本会長さんをお願いいたします。

(会長) それでは、さっそく協議事項に入りたいと思います。本日の資料につきましては、あらかじめ送付させていただいておりますが、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局からお届けいたしますので、お申し出ください。それでは、「周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告」について事務局から報告を求めます。

(事務局) それでは、「周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告」について、ご報告いたします。これは、今ご協議いただいております第 2 次周防大島町行政改革大綱のものではなく、現在の平成 18 年度から平成 22 年度までを計画期間としている大綱の実施計画の成果報告で、今年度が最終年度となります。

- 以下、(資料 1) 周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告に基づき、主に達成状況の A ランク(一定の成果を得た項目)及び C ランク(実施にいたってない項目)について報告し、評価については、担当課の自己評価であることを説明。 -

(会長) ただいま事務局から説明がございましたが、これまでのところで、ご意見ご質問をお願いします。

(委員) D の評価は無かったということですが、「職員流動体制の導入」については、現時点では申告事務等の専門的知識を要する職務への対応は困難ということで、推進方法について根本的に見直すということになっています。ということは、当初の計画どおりに取り組みを進めることが適当でないから見直すということになるのであれば、D ということになるのでは。根本的に見直すということは、当初の計画どおり進めることが適当ではないことに相当するのかなと思うのです。D が一つでもあったらいけないとかいうことは全然ないと思うのです。C という判断でも、それはかまわないとは思いますが。

(事務局) ここについては、課によっては業務の繁忙期というがあるので、それを解消するために何らかの形で今後も取り組んでいく必要があると思いますので、C という評価にしています。

(委員) 民間企業ではプロジェクト制度でやっていますよね。そういったことも考えられるということですか。

(事務局) ということですが、計画が無理だったからこれで止めるということではなくて、別の方法等を検討して継続して取り組んでいくということでCという評価にしています。

(委員) A評価になっている「ごみの減量化、再資源化の推進」ですが、行政では分別の手引きとかいろいろされているのですが、いくら言ってもなかなか守れないのが、このゴミなのですね。地域の方や婦人会では、ゴミ収集箇所の掃除や収集されていないゴミを持ち帰って分別しなおして、次の回収の日に出すということをしているのですが、地域の者もゴミのことは気を配っているということも行政の方にも分かってもらいたい。

(委員) ゴミのことですが、私のところは民間の施設なので産業廃棄物を扱う業者さんに収集運搬の委託をしているのですが、先日その委託している業者さんに町から、周防大島町に営業所がないと収集運搬できませんよというような通達がありました。いろんな経緯がありまして外部の業者さんに委託しているのですが、その業者さんには通達があって、肝心の排出しているほうには何もきていないわけです。それで担当課に電話して聞いて、それは従わなければならないのですねということだったのですが、島内で資格を取っている方、若しくは島内に営業所がある業者さんというのは少ないのです。選択の余地があまり無いのです。選択の余地が無いと契約するうえで金額のこと等いろいろ辛い面があります。行政側として収集運搬のできる業者さんを増やすというか、指導して資格を取らせるとか、そういうことも今後必要ではないかと思います。私の知っている限りでは2社(町内で1社、町内に営業所を持っているところが1社)申請中というのが1社あるようですが、町内に営業所がないと収集運搬できないと言われる割には、体制ができていないのではないかと思います。

ここでは、家庭ゴミなどへの対応でAランクということになっているのだと思いますが、民間の施設から出すゴミというのも当然その中に入るわけですから、抜本的に町としてどのような形で運営していくのかということが、実際的には問題があるのではないかと思います。

(委員) 農面道路のあちらこちらに石油ストーブやテレビなどが沢山捨てられている。町に出すゴミは少なくなったかもしれませんが、地域としては非常に困っている。何か対策が必要ではないかと思っています。

(会長) 農面道路は維持管理が必要でしょうね。農面道路をきれいにしたらゴミは捨てるににくいのです。農面道路には竹が生えて草ぼうぼうで、捨てたら草に隠れるという状況を作らない、農面道路を維持管理して常にきれいにしておくことが、ゴミ捨ての防止になると思います。国道の脇の旧道にもゴミが置いたままになっているところもあります、これも県の方に要請するか何かしないとゴミを捨てやすい環境を作ってしまうことになりかねません。

(委員) 9ページの「上下水道の使用料」ですが、毎年度何百万円という滞納の徴収金額が入っていて、徴収対策班には大変ご苦労があるのだと思いますが、毎年度何百万円という徴収をしても達成状況がBとなっているのは、まだ徴収できていないお金が相当あるということですか。

(事務局) これくらい徴収しても、まだ滞納はあるということです。金額については、手元がないので今すぐお答えできませんが、水道、税、給食費等も徴収対策班で一括して対応しております。

(委員) 水道については、支払がされないから給水を止めるということは、公的機関としてできないということがありますか。

(事務局) 給水を止めた例はあります。生活権がありますので滞納しているからすぐに止めるという訳

にはいきませんが、事例によって悪質だと判断された場合は止めた例があります。その時はすぐ支払がされましたので、給水を再開しました。そのような例が何件かあります。

(委員) 15ページの「定員適正化の推進」ですが、平成21年度、22年度で計画に対して実績がかなり減ってきていますが、ここの評価Aというのは、計画に対してかなり職員数が減ってきたからということだけではなくて、仕事量に対する必要な職員数のバランスを考慮したうえでの評価Aということでしょうか。

(事務局) この計画については、4町が合併したので人数が多いのは間違いないということで、類似団体との比較により、合併後10年目の職員数を250人ということで目標数値を設定しております。それが適正な数字かどうかということは、数量的に表しにくい部分があります。分庁方式をとれば、250人では厳しいのではなかろうかと考えておりますが、現時点では職員数を削減することが必要だということで取り組んできました。計画に対して実績の職員数が減ってきているので、Aの評価を単純にしております。

(委員) 業務に対して支障はおきていないということでしょうか。

(事務局) 今のところは、多少は出るところもあるのかもしれませんが、これくらいは職員で耐えてもらわないと困るという判断をしております。

(副町長) 職員数は、適正化計画よりも中途退職者がかなり増えております。それで急激に減っておりまして、合併時の381人から今現在は304人になっております。今年の4月になりますと295人くらいになります。分庁分散型の組織にしておりますので、類似団体の数字をそのまま当てはめるとするのが難しいところがあります。これまでも指定管理者制度の導入や臨時職員に置き換える等して職員減を補ってきておりますけれども、これからは採用も適正にしていけないと難しいと思います。

(委員) 先ほど中途退職者が増えているということでしたが、年齢的にはどのくらいの方なのでしょうか。

(副町長) 50歳から55歳くらいの方が多いですね。

(委員) 家庭の事情や個人的な事情とかあるのでしょうか、民間だったらその年代で辞められるというのは少ないですから。

(会長) 新規採用者が50代の職員と同じように仕事ができるかということ、それはできないと思うのです。人員を削減するために採用を抑制すると年代に間が空く、新規採用しても一人前になるまでには4、5年かかるということになると、ますますその差がひどくなるので、加減を考えながら計画性をもって職員採用を考えてもらえればいいと思います。急激に辞める人が増えると人間が働いている職種ですから支障をきたすということもありえると思います。

(副町長) ギリギリのところまでできているとは思いますが、小数精鋭で職員の資質も高めていかなければならないと思います。

(会長) 適材適所というのは難しいのでしょうね。この人は事務系だな、この人は現場に出てバリバリやるタイプだなというのは傍からみれば良く分るのですが、人事異動で適性のあるところだけに配置するというのは難しいのでしょうね。

(副町長) そうですね、人事評価にしても適性のあるところでの評価であればすごく上がるのですね、ある程度のサイクルで異動させるということで行くと、適性に合っていないところでは人事評価は落

ちると思うんですね。心の面でもへこんでいるところもあると思います。本人のためには、ある程度のサイクルで異動させてあげるほうが将来的には良いのではないかという考えはあるのですが、一方では専門的な分野もありますので、どうしても長くなるころは出てまいります。

(委員) 人事異動に関しては、自己申告というのはあるのですか。

(副町長) 毎年度、希望調書をとっています。どこに配属されたいかということをコメントを添えて出してもらっています。それを人事異動の参考にはしています。

(委員) それは必要なことですね。

(委員) A評価が今回11項目ということですが、これは達成状況として良かったのか悪かったのかよく見えてこないのですが、他の市町村と比較できるものがあつたら分かるのではないかと思います。

(事務局) 市町村によっては、評価を3段階でしているところや4段階でしているところもありますし、実施項目についても同じではなくて、それぞれ独自に取り組む項目を設けていますので、他の市町村と比較するというのが困難ではあります。

また、この実施計画については成果の目標があまり数値化されていませんので、評価は担当課が自己評価した結果ですので、先ほどもありましたように他の人から見れば、評価が違うのでないかということも中にはあるかも分かりません。そういったこともありまして、評価しづらい部分はございます。

(副町長) 先ほどの農面道路のゴミの件ですが、農面道路はほとんどが町道になっています。大規模農道の周辺のゴミについては、この数年交付金が出ておりますので草刈等の整備をかなり行っている状況です。ただ私有地には入れませんので、農道の周辺の敷地だけになのですね、ゴミを捨てられているところが私有地に入っているのですよ。私有地に捨てられているゴミを行政が撤去できるかどうかとか、いろいろ問題があるのですが、私有地だから個人で処分してくださいというのも、これもまた大変でございまして、行政と警察や関係機関の間で検討しておりますが簡単にはいかないというのが現状です。ケースバイケースで、生活衛生課で処分をしたものもありますが、行政では手出しができなかったというものもあります。

(会長) 他にご質問はございませんか。

- 質問なし -

(会長) それでは次の協議事項2「第2次周防大島町行政改革大綱実施計画(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、「第2次周防大島町行政改革大綱実施計画(案)」について、ご説明いたします。資料の3になります。資料2の「第2次周防大島町行政改革大綱(案)」については、前回の会議でご説明してご意見をいただいておりますので、説明は省略させていただきます。

先ほど今現在の大綱の実施計画の報告をさせていただきましたが、その第2次行政改革大綱のものと理解していただければと思います。前のものとは様式を大幅に変えておりまして、成果指標の項目を設けまして、これによってどれだけ達成しているのかというのが目に見えるようにしています。成果指標については、できるだけ数値で目標を設定しましたが、中にはやるかやらないかというような二者択一の項目もありまして目標を数値で設定することが困難な項目もありますので、それについては成果目標を設定しておりません。

- 以下、(資料3) 第2次周防大島町行政改革大綱実施計画(案)に基づき、主に新規項目及び
拡充項目について説明 -

(会長) ただいま事務局から「第2次周防大島町行政改革大綱実施計画(案)」について、説明がありました。これについてご意見やご質問をお願いします。

(委員) 41ページの「職員提案制度の推進」ですが、平成22年度の現状値が3となっておりますが、先ほど成果報告で報告のあった資料1の25ページの「これまでの取組内容及び成果」では応募件数10となっておりますが、この違いは何ですか。

(事務局) 応募件数10は、1つのテーマについて職員から提案された(応募された)件数が10件ということです。現状値の3というのは、募集したテーマの数が3件ということです。成果指標はその募集するテーマの件数ということにしております。

(委員) 10ページのCATVの件ですが、6月末に運用開始の予定ですよ。インターネットはその後になると聞いていますが。半年過ぎたのにまだ見えてこないのですよ。我々の施設のようなところは検討しなければいけないのですが、契約単価などは個別に契約するのでしょうかでもその辺が見えてないので。当初の話では難視聴地区には補助があるということでしたが、行政側としてどこが難視聴地区でアイキャンさんとの話ではこうなりますよという何らかの指針がないと、もう4ヵ月後に迫っているわけですから。後はアイキャンさんとやってくれということなのか、何らかの形で情報をオープンにしたほうよいと思います。

(事務局) 「難視聴地区」と「新たな難視聴地区」というのがありますが、その中で補助の対象が決まるのですが、ただ調査をしなければいけないということになっています。

(委員) それはホームページに載ってしたかね、あまり見たことがないのですが、広報か何かに出ていましたかね。

(事務局) 大事なことなので、担当課に聞いてみます。

(委員) 施設の立場で言わせてもらったのですが。

(事務局) 後で時間をもらって担当課から説明させます。

- 政策企画から説明 -

ケーブルテレビの加入料金については、1月号の広報に掲載しており、難視聴地区については現在説明会を行っている。一般地区については4月から受付を開始する予定。申込は町ではなくてアイキャンになる。難視聴地区については、デジサポに連絡し電波の状況を調査して個別に判断することになる。

(会長) 23ページの「公用車の適正配置」ですが、車が課ごとに縦割りに配置されていると思いますが、課の間で貸し借りすれば無駄な車が1台でも減るのではないかと思います。

(事務局) 旧町からの車を引き継いでいるので、台数が多かったのは確かですので減していっております。有り余る程の車を今持っているということは無いと思います。課の間で融通を付け合っているのもやっております。

(委員) 33ページの「広告掲載等による収入の確保」ですが、非常に良いことだと思うのですが、積

極的に進めていってもらえるのでしょうか。前からいつも思っていたのですが、民間がお金を出しているんなところに看板を付けているのですが、一番良いところに行政側の看板があるのです。その空いているスペースを何とか使えないかとか、常々思っていたのでこれを積極的に進めていってもらえれば助かると思います。

国道は、管轄が違うのですが、国道の看板の空いているスペースも使えると良いと思います。

(副町長) 権限移譲がありまして、国道や県道に看板を立てるのも町のほうで権限を持っています。町のほうでチェックをするようになりますが。

(会長) 病院の送迎バスに広告を載せることは可能なのではないですか。

(事務局) 可能だと思います。職種にもよるとは思います。

(会長) 町内の商店が月ごとに広告を出すとかいったこともできるのでは。

(副町長) 具体的には条例で料金や媒体や条件等を決めてするようになると思います。

(委員) 国道の看板等も町に管理委託が何か分かりませんがされているということであれば、そういうのも条例化すればできるのであれば検討いただきたいと思います。

(副町長) 管理委託ではなくて、規制のほうなのです。町中で看板を乱立してはいけないとかそういったものです。

(会長) 41ページの「病院事業のあり方の検討」ですが、新しい大島病院の4階の病室は、見舞に来た人にはきれいな海が見えるが、入院している人は寝たきりになると窓のほうが高いので、海が見えないという話を聞きました。計画の段階でどうしたら患者さんにとって良いのかということ、図面で考えるだけでなく、利用される側の意見も取り入れて良いものを造ってもらいたいと思います。

(委員) 40ページの「地球温暖化対策実行計画の推進」ですが、これは紹介になるのですが、平成22年の7月に、ある保険会社が今までは封書で書類を送付していたのをハガキタイプに変更するということがありました。その理由の一つに地球温暖化の防止が掲げられています。役場からも案内なども含めて封書で出しているものを、数にもよるでしょうが、ハガキタイプに変更できるというものがあれば進めていってはどうでしょうか。

(事務局) 税務課にシール圧着機を導入しておりますので、取り組みを進めていきたいと思います。

(会長) 他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、続いて協議事項3の「第2次周防大島町行政改革大綱(案)及び第2次周防大島町行政改革大綱実施計画(案)の諮問及び答申」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) お手元に町長からの諮問書の写しと未定稿となっておりますが、答申の(案)をお配りしております。答申では、今までの会議で頂いたご意見を付帯意見として列記し、本日いただいた実施計画に関するご意見や提言を資料として添付するようにしております。前回の委員会までに頂いたご意見については、記載しているとおりですがお気づきの点がありましたらお願いします。本日の会議でもご意見を頂いておりますので、そのご意見や提言をこれに付け加えて答申を作成したいと考えております。

後日、本日の議事録と一緒に答申(案)を送付いたしますので、もう一度内容をご確認いただいて、その後に会長さんが代表して町長に答申していただく予定にしておりますが、それでよろしいでしょうか。

（会長）事務局から説明がありましたが、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

- 委員全員了承 -

（会長）それでは、皆さんからお聞かせいただいた意見を事務局のほうで取りまとめをお願いします。

本日は、長時間にわたり熱心なご審議を賜り、ありがとうございました。皆様のご協力により予定された協議事項はすべて終えることができました。それでは、これにて平成２２年度第３回行政改革推進委員会の議事を閉じたいと思います。

以上